

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（563））
2. 日時：平成29年12月25日 15時30分～18時20分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室C

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他6名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」、「12条 安全施設」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<溢水による損傷の防止等>

- 使用済燃料プール等のスロッシングの対策として溢水拡大防止堰の上に新たに設置するとしている止水板について、構造、強度、止水性、運用等を整理して提示すること。
- オペレーティングフロアに仮置きする物品の管理について、使用済燃料プール等のスロッシングによる影響を含めた具体的な内容を整理して提示すること。
- 使用済燃料プール等のスロッシングによる溢水について、溢水発生後の対応を整理して提示すること。

<安全施設>

- 空気調和機の単一故障に対する方針として、多重性を確保する方針なのか、安全上支障のない期間に修復できるとする方針なのか明確でないため、再整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所における「重要度分類審査指針」に基づく機能及び系統
- ・東海第二発電所 設計基準対象施設について

- ・ブローアウトパネル及びブローアウトパネル閉止装置の機能の整理
- ・東海第二発電所 溢水による損傷の防止等